

# 第1章

## 保健総務課



# 第 1 章 保健総務課

## 第 1 節 救急医療体制

### 1 救急医療体制

#### (1) 在宅当番医制事業・在宅歯科診療事業（第一次救急医療）

休日における地域住民の救急医療の確保を図るため、川口市医師会及び川口歯科医師会で在宅当番医制を実施し、休日等の診療を行っています。

- ① 実施場所 【医科】 病院・診療所：4 医療機関 【歯科】 診療所：2 医療機関
- ② 診療日 日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 診療時間 9時～17時

#### (2) 小児夜間等救急診療事業（第一次救急医療）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、診療を行っています。

- ① 実施場所 こども夜間救急診療所及び3 医療機関  
(川口市立医療センター・済生会川口総合病院・埼玉協同病院)
- ② 診療日 毎日
- ③ 実施時間 【こども夜間救急診療所】  
月曜日～金曜日  
19時～23時（診療時間：19時30分～23時）  
土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）  
17時～22時（診療時間：17時30分～22時）  
【3 医療機関（当番制）】  
月曜日～金曜日  
23時～翌日8時  
土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）  
22時～翌日8時

#### (3) 病院群輪番制運営事業（第二次救急医療）

在宅当番医制の後方支援として、入院治療が必要な重症救急患者の受け入れを行っています。

- ① 実施場所 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に基づき、埼玉県知事の認定を受け、かつ本事業に関して協力の申出があった12 医療機関（輪番制）
- ② 診療日 毎日
- ③ 診療時間 月曜日～土曜日 18時～翌日8時  
日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）  
8時～翌日8時

#### (4) 小児夜間等救急診療事業（第二次救急医療）

入院治療や緊急手術等が必要な小児重症救急患者の受け入れを行っています。

- ① 実施場所 3 医療機関（当番制）
- ② 診療日 毎日

- ③ 診療時間 月曜日～土曜日 18時～翌日8時  
日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）  
8時～翌日8時

## （5）救命救急センター（第三次救急医療）

脳卒中・心筋梗塞・頭部損傷等の重篤救急患者を受け入れるため、高度な診療機能を有し、24時間体制の診療を行っています。

- 実施場所 川口市立医療センター

## 2 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、適切な医療提供体制の整備を図るため、新型コロナ患者への対応等により発生する医療機関の経済的負担について支援を行っています。

令和3年度の支援実績	医療機関数 (実数)
新型コロナ患者入院医療機関及び帰国者・接触者外来設置医療機関の体制整備	11
ワクチンの円滑な接種に必要な体制の確保	83
新型コロナ患者入院医療機関の従事者への慰労金	6
新型コロナ患者の転院受入に係る体制整備	3
発熱外来設置医療機関の体制整備	115
自宅療養者に対する診療体制の確保	4

## 第2節 健康づくり

### 1 健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業

市民の健康・生きがいを支援する人材の確保を図ることを狙いとし、これらの資格取得者に対し、資格取得に要した費用の一部を補助しています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康管理士一般指導員	0	0	0
健康生きがいをづくり アドバイザー	4	2	4

## 2 食生活改善推進事業

川口市食生活改善推進員協議会

- ① 組織 昭和47年5月発足 市内在住者で構成
- ② 会員数 26支部 407人 (令和4年4月1日現在)
- ③ 活動内容 食生活改善のための自己啓発及び食育の普及活動を行い、市民の健康づくりを推進します。

### (1) 食生活改善推進員リーダー研修

正しい食生活を地域に広めることを目的に、毎月1回、各支部長（リーダー）が栄養士から食育や生活習慣病予防食等の調理実習指導を受け、研修終了後、各支部で会員への伝達を行います。

- 実施期間：8月を除く4月～3月)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	10	5	9
延べ参加人数	369	125	238

※令和3年度は調理実習3回

### (2) 食生活改善推進員養成講座（さわやか健康セミナー）

食育や生活習慣病等に対する知識を深め、普及啓発活動等を行うボランティアを養成します。

- ① 実施期間 年1回（8日間）
- ② 講師 歯科衛生士、栄養士、医師、運動指導士、保健師、食品衛生監視員等

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
修了者数	22	中止	15

## 第3節 浸水被害地域に対する防疫対応

台風や集中豪雨による浸水被害地域に対し、消毒活動を実施しています。

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
消毒対応件数	32	20	4

## 第4節 川口市めぐりの森

川口市めぐりの森は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく火葬場として、平成30年4月に開設しました。

施設の設計は世界的に著名な建築家である伊東豊雄氏によるもので、水と緑に囲まれて周辺環境と調和し、遺族が安らかに故人をしのぶことができるよう配慮されています。また、最新の火葬炉設備を導入することにより、無煙・無臭でダイオキシンなどの排出を防止する環境対策を講じています。

### （1）所在地

川口市大字新井宿430番地の1

### （2）施設概要

火葬炉10基（予備スペース4基）、告別収骨室7室、待合ホール、待合室13室 他

### （3）利用実績

（単位：件）

	市内	市外	計
令和元年度	4,813	16	4,829
令和2年度	5,150	17	5,167
令和3年度	5,521	51	5,572

## 第5節 葬祭事業

市民福祉の観点から、亡くなられたかたに礼を尽くし、できるだけ経費をかけずに葬儀ができるよう、葬祭事業を行っています。

葬祭事業では、葬儀に必要な最小限の内容（葬具やサービス）をまとめた2種類の基本仕様を定額制で提供しています。葬儀は市の登録を受けた葬祭業者が実施し、定額の利用者負担の他に、市が葬祭業者に費用の一部を補助しています。

### (1) 事業内容

#### 【仕様1】

対 象：通夜・告別式等を行うかた

費 用：23万1千円（税込）

※23万1千円とは別に、市が葬祭業者に4万円を補助

内 容：祭壇、焼香用具、受付用品、後飾、棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

#### 【仕様2】

対 象：通夜・告別式等を行わず、火葬のみを行うかた

費 用：14万3千円（税込）

※14万3千円とは別に、市が葬祭業者に2万円を補助

内 容：棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

仕様1・仕様2ともに、式場使用料や火葬場使用料等は含まれていません。

### (2) 補助実績

(単位：件)

	仕様1	仕様2	計
令和元年度	354	166	520
令和2年度	334	200	534
令和3年度	331	187	518

## 第6節 安行霊園

市営安行霊園は焼骨の埋蔵または収蔵を希望するかたのため、墓地、埋葬等に関する法律に基づく霊園として、緑に囲まれた安行吉岡の丘陵に昭和41年8月に開園しました。園内には、墓地・納骨壇・礼拝堂を設置しています。

### (1) 所在地

川口市大字安行吉岡1392番地

### (2) 使用料及び管理料

(令和4年4月1日現在)

区 分		区画数及び壇数	金 額		
墓地 (1区画約3㎡)		284区画	管理料1年につき	1,650円	
納 骨 壇	小 壇	上 段	184壇	使用料3年につき	10,450円
		中 段	224壇	〃	12,100円
		下 段	224壇	〃	9,350円
	中 壇		60壇	〃	24,700円
	大 壇		10壇	〃	36,300円
	短期保管壇		26壇	使用料1年につき	2,750円
	合 計		728壇	—	—
	礼 拝 堂		—	使用料(半日)	1,650円

### (3) 霊園基本方針

誰もが安心して利用できる霊園となるよう、市営墓地に求められる役割を整理して今後の適正な墓地行政を進めていくため、「川口市安行霊園基本方針」を策定しました。